

料金表（特別高压）

2026 年 11 月 1 日実施

北海道電力株式会社

1 料 金 種 別

- (1) 料金種別は、各契約種別ごとに次のとおりといたします。

契 約 種 別		料 金 種 別
業 務 用 電 力		A 料 金
		B 料 金
特 別 高 圧 電 力		A 料 金
		B 料 金
臨 時 電 力		—
自 家 発 補 給 電 力	A	—
	B	—
予 備 電 力		—

- (2) 当社は、1 契約種別について 1 料金種別を適用いたします。

なお、料金種別は、あらかじめお客さまの負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決定いたします。

2 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日の該当する時間を除きます。

- (2) 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

3 料 金

- (1) 業務用電力

電力契約標準約款（特別高圧）（以下「標準約款」といいます。）14（業務用電力）(4) の基本料金および電力量料金は、料金種別に応じ次のとおりといたします。

イ A 料 金

- (イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,753 円 40 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,742 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 09 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 05 銭

ロ B 料 金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,753 円 40 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,742 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 04 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 97 銭

b 夜間時間

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 56 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 52 銭

(2) 特別高圧電力

標準約款 15（特別高圧電力）(4)の基本料金および電力量料金は、料金種別に応じ次のとおりといたします。

イ A 料 金

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,819 円 40 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,808 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 14 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 10 銭

ロ B 料 金

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,819 円 40 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,808 円 40 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1 キロワット につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 70 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 64 銭

b 夜間時間

1 キロワット につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 56 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 52 銭

(3) 臨 時 電 力

標準約款 16 (臨時電力) (3)の基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 標準約款 16 (臨時電力) (1)イに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき(2)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 84 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 78 銭

ロ 標準約款 16（臨時電力）(1)ロに該当する場合

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき(1)イ(イ)の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 98 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 91 銭

(4) 自家発補給電力

標準約款 17（自家発補給電力）(1)ハおよび(2)ハの基本料金および電力量料金は、次のとおりといたします。

イ 自家発補給電力A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	3,028 円 74 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	3,016 円 64 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 09 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	22 円 02 銭

b a 以外の場合

1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	24 円 84 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	24 円 77 銭

ロ 自家発補給電力B

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契 約 電 力 1 キロワット に つ き	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	3,101 円 34 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	3,089 円 24 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

a 定期検査または定期補修による場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 06 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	21 円 00 銭

b a 以外の場合

1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 53 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	23 円 48 銭

(5) 予備電力

標準約款 18 (予備電力) (3) の基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、1 月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	予 備 線	133 円 10 銭
	予 備 電 源	167 円 20 銭

4 燃料費等調整

(1) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (2)イ(イ)に定める α 、 β および γ の値

α 、 β および γ の値は、次のとおりといたします。

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

(2) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (2)イ(ロ)に定める基準燃料価格

基準燃料価格は、次のとおりといたします。

基 準 燃 料 価 格	51,400 円
-------------	----------

(3) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (2)ロに定める基準単価

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18 銭 3 厘
-------------	----------

(4) 標準約款別表 2 (燃料費等調整) (3)イ(イ) a に定める x および y の値

x および y の値は、次のとおりといたします。

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

- (5) 標準約款別表 2（燃料費等調整）(3)イ(ロ)に定める基準市場価格

基準市場価格は、次のとおりといたします。

基 準 市 場 価 格	12 円 24 銭
-------------	-----------

- (6) 標準約款別表 2（燃料費等調整）(3)ロに定める調整係数

調整係数は、次のとおりといたします。

調 整 係 数	0.223
---------	-------

- (7) 標準約款別表 2（燃料費等調整）(4)イ(ロ)に定める離島基準燃料価格

離島基準燃料価格は、次のとおりといたします。

離 島 基 準 燃 料 価 格	79,300 円
-----------------	----------

- (8) 標準約款別表 2（燃料費等調整）(4)イ(ハ)に定める離島調整上限燃料価格

離島調整上限燃料価格は、次のとおりといたします。

離 島 調 整 上 限 燃 料 価 格	119,000 円
---------------------	-----------

- (9) 標準約款別表 2（燃料費等調整）(4)ロに定める離島基準単価

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----

附 則（実施期日）

この料金表（特別高圧）は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。